平成２５年（フ）第１３５号
滋賀県東近江市鈴町213番地１
債務者　中島　糸枝
１　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１６８号
滋賀県犬上郡甲良町大字長寺715番地13、前住所鹿児島県曽於市末吉町南之郷282番地２
債務者　川北むつ子
１　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１号
滋賀県近江八幡市篠原町１丁目10番地３、前住所滋賀県大津市今堅田２丁目40番27ー306号
債務者　岡本　聖子
１　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第２号
滋賀県東近江市林田町1466番地５レオパレス林田106号室、前住所三重県名張市桔梗が丘四番町１街区14番地
債務者　片山　一彦
１　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第３号
滋賀県彦根市野良田町340番地８　509号
債務者　吉川　喜幸
１　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第３号
滋賀県長浜市富田町328番地
債務者　津波古浩之
１　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第５０６号
兵庫県姫路市船丘町300番地１　船場スカイハイツ404号、従前の住所兵庫県姫路市白国１丁目20番12号　レオパレス白国107号
債務者　樋口　新二
１　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５２７号
兵庫県姫路市花田町小川657番地県営住宅７棟204号
債務者　三宅　照子
１　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４号
奈良市中登美ケ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｅ32―306号
債務者　前出　優希
１　決定年月日時　平成26年２月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１０７８号
広島市東区東山町８番３―703号、申立時の住所広島市南区南蟹屋１丁目８番29―203号
債務者　髙橋　朋子
１　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０７４号
広島県東広島市河内町中河内437番地
債務者　上重比佐雄
１　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０号
広島市中区東白島町19番３―403号
債務者　森重　陽子
１　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８２号
愛媛県宇和島市保手５丁目14番５号
債務者　寺戸　辰也
１　決定年月日時　平成26年２月７日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第８３号
愛媛県宇和島市保手５丁目14番５号
債務者　寺戸　博美
１　決定年月日時　平成26年２月７日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第８８号
愛媛県宇和島市白浜274番地８
債務者　山下　美代
１　決定年月日時　平成26年２月７日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第１３号
福岡県久留米市田主丸町益生田1167番地８
債務者　城野　健治
１　決定年月日時　平成26年２月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部